

重大な過失または過失となりうる場合

■重大な過失または過失となりうる場合■

キャッシュカード規定およびローンカード規定にある【重大な過失または過失となりうる場合】とは、次のとおりです。

以下、キャッシュカードおよびローンカードを「カード」といいます。

1. (ご本人の重大な過失となりうる場合)

ご本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的事例は、以下のとおりです。

- (1) ご本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) ご本人が暗証番号をカード上に書き記していた場合
- (3) ご本人が他人にカードを渡した場合
- (4) その他ご本人に(1) から(3) までの同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1) および(3) につきましては、ご病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは、業務としてカードを預かることは出来ないため、あくまでも介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせたうえで、カードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りでは有りません。

2. (ご本人の過失となりうる場合)

ご本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

(1) 次の①または②に該当する場合

- ① 当社から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の暗証番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、引き続き生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、カードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、カードとともに携行・保管していた場合

(2) (1) のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

① 暗証番号の管理

ア 当社から生年月日等の類推されやすい暗証番号から、別の暗証番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、引き続き生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当社との取引以外で使用する暗証番号として使用していた場合

② カードの管理

ア カードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ 酔てい等により通常の注意義務を果せなくなるなどカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他(1)、(2) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上

反社会的勢力の排除に係る規定

■反社会的勢力の排除に係る規定■

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当行との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引にかかる契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEに一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、口座の解約)

次の各号に一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます。以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。

- ① お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
 - F. その他A～Eに準ずる者
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他A～Dに準ずる行為

3. 本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

以上